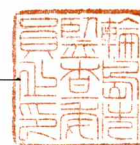


輪島市監査公表第8号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項及び同基準第14条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和3年3月3日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



## 定期監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、輪島市監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項及び同基準第14条の規定により報告します。

### 1 監査の種類

#### ア 財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行

#### イ 行政監査

行政事務の執行

### 2 監査実施日及び監査対象

令和2年11月11日（水）

輪島市立輪島公民館

生涯学習課

令和2年11月18日（水）

輪島市立南志見公民館

生涯学習課

### 3 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 所期の目的を達成し効果を上げているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

### 4 監査の実施内容

監査対象の事務事業について、事前提出された監査資料を財政的観点に

基づき審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。

また、行政的観点に基づいた審査もあわせて実施した。

## 5 監査の結果

監査した財務及び行政事務については、概ね適正に執行されていると認められた。監査対象に対しては、次のとおり見直しや検討等を要するものとして意見、改善や是正の措置等の必要なものとして指摘事項とするので、適切な措置を講じていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

### 【輪島公民館】

#### (1) 意見

ア 事業開始の2月前に預貯金口座から出金しているが、現金の保管を出るだけ避けるため、適正な時期に出金するよう努めていただきたい。

イ 補助事業等実績報告における支出先と金額の記載については、事業別に補助対象額が確認できるよう記載方法の改善をしていただきたい。また、領収書は、事業毎に支出内容、金額が明確となるよう、事業別の発行や金額内訳の記載を求めるなど、適正な事務処理が行えるように努めていただきたい。

ウ 出勤日と自家用車の公務使用申請日の不整合が見受けられるので、出勤については厳正に管理するよう努めていただきたい。

エ 補助事業等実績報告、現金出納簿の記載内容は、事業毎に対比可能なものとするよう、それぞれの記載方法を見直ししていただきたい。

#### (2) 指摘事項

ア 補助金の管理について、適正に欠ける入出金や支出の領収書等が見受けられることから、公金の取扱いは厳正に管理するよう努めていただきたい。また、補助対象外の支出を行うことのないよう、補助金の支出にはその目的に適合するか十分な確認していただきたい。

## 【南志見公民館】

### (1) 意見

ア 公民館の公金管理に使用する預貯金通帳の口座名義については、公民館長名としていただきたい。また、複数の預貯金口座で公金管理しているが未使用口座は処分するとともに、近隣の金融機関を利用するように努めていただきたい。

イ 公金管理に適正を欠く事項が見受けられることから、適正な管理に努めていただきたい。

ウ 公民館職員は、輪島市公民館条例施行規則第3条を確認し、十分理解のうえ職務を行っていただきたい。

### (2) 指摘事項

ア 領収書の紛失は支出内容や金額の確認が不可能であることから、支出確認ができるよう適切な証拠書類の保管管理を行っていただきたい。

## 【生涯学習課】

### (1) 意見

なし

### (2) 指摘事項

なし